

内閣委員會議録 第二一號

昭和三十三年二月十一日(火曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 福永 健司君

理事 保科善四郎君 理事 前田 正男君

理事 受田 新吉君

相川 勝六君 大坪 保雄君

大村 清一君 北 吟吉君

小金 義照君 薄田 美朝君

眞崎 勝次君 山本 桑吉君

西ヶ久保重光君 飛鳥田一雄君

淡谷 悠蔵君 稻村 隆一君

木原津與志君 中村 高一君

西村 力弥君

出席政府委員

總理府總務副長官 藤原 節夫君

防衛政務次官 小山 長規君

文部政務次官 白井 莊一君

厚生政務次官 米田 吉盛君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

二月七日

委員河野金昇君辭任につき、その補欠として永山忠則君が議長の名で委員に選任された。

同月十一日

委員下川儀太郎君辭任につき、その補欠として山崎始男君が議長の指名で委員に選任された。

二月六日

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三三号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三三号)

同月八日

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三六号)

同月十日

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三七号)

同月六日

連合国最高司令官官憲書による解職元警察官の処遇に関する請願(池田清志君紹介)(第六四四号)

調達庁の定員維持等に関する請願(石橋政嗣君紹介)(第六四五号)

建國記念日制定に関する請願外三件(神田博君紹介)(第六四六号)

同外十五件(細繩彌三君紹介)(第七〇〇号)

同外百六十八件(簡牛九夫君紹介)(第七〇一号)

同外二件(鈴木善幸君紹介)(第七〇二号)

同(塚原俊郎君紹介)(第七〇三三号)

同外十件(濱野清吾君紹介)(第七〇四号)

華国節制定に関する請願外二件(床次徳二君紹介)(第六四七号)

旧日本医療団職員に恩給法適用等に関する請願(田中武夫君紹介)(第六四八号)

同(三宅正一君紹介)(第六四九号)

同(小西寅松君紹介)(第六六六号)

自衛隊の新編飛行場使用反対に関する請願(櫻井奎夫君紹介)(第六五〇号)

戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願外一件(八木一郎君紹介)(第六五一号)

同外一件(加藤銀五郎君外一名紹介)(第六五二号)

同(鈴木善幸君紹介)(第六九七号)

傷病恩給増額等に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第六九三三号)

金錫敷章年金復活に関する請願(戸田均君紹介)(第六九四号)

自衛隊国分駐屯部隊の上水道利用に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第六九五号)

岩手県に自衛隊施設部設置に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六九八号)

吹上浜一帯に防空射撃演習場設置反対に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第六九九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三三号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三三号)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三六号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三七号)

青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三八号)

○福永委員長 これより會議を開きます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、まず政府から提案理由の説明を求めます。小山政務次官。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「二十二万三千五百一人」を「二十四万二千七百七十七人」に改め、同條第二項中「十六万人」を「十七万人」に、「二万四千四百十六人」を「二万五千四百四十一人」に、「二万九千九百二十五人」を「二万六千六百二十五人」に、「二十万四千五百五人」を「二十二万二千二百二人」に改める。

第九條第一項中「八人」を「九人」に改める。

第十條中「五局」を「六局」に、「人事局」を「人事局」に改める。

第十四條第二号中「補充、福利厚生及び保健衛生」を補充及び福利厚生」に改める。

第十四條の次に次の一条を加える。

(衛生局の所掌事務)

第十四條の二 衛生局においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の保健衛生の基本に関すること。

二 衛生資材の調達、補給、維持及び管理の基本に関すること。

(自衛隊に係るものに限る。以下次号において同じ。)

三 衛生資材の規格の統一及び研究改善の基本に関すること。

第十六條第一号中「裝備品等」の下に「衛生資材を除く。以下次号において同じ。」を加え、同條第三号中「技術研究所」を「技術研究本部」に改める。

第三十一條中「技術研究所」を「技術研究本部」に改める。

第三十二條第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

二 防衛研修所は、自衛隊法第百條の二の規定により長官が前項に規定する者に準ずる者の教育訓練を受託した場合においては、当該教育訓練を実施する。

第三十三條第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

二 防衛大学校は、自衛隊法第百條の二の規定により長官が前項に規定する者に準ずる外国人の教育訓練を受託した場合においては、当該教育訓練を実施する。

第三十四條の見出し及び同條第一項から第三項まで中「技術研究所」を「技術研究本部」に改め、同條第四項中「技術研究所」を「技術研究本部」に改める。

に、「總理府令」を「政令」に改め、同条に次の一項を加える。

5 技術研究本部に、政令で定めるところにより、研究所その他所要の機関を附置する。

第三十七条第一項中「技術研究所」を「技術研究本部」に改める。

第三十八条第一項中「技術研究所」を「技術研究本部」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

理由

防衛庁の職員の設定を改めるとともに、内部部局として衛生局を置き、技術研究所を技術研究本部に改め、その他防衛研究所及び防衛大学校の所掌事務に関する規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法の一部を改正する法律案
自衛隊法の一部を改正する法律案

案

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「航空自衛隊の部隊の編成等（第二十條・第二十一條）」を「航空自衛隊の部隊の組織及び編成（第二十條・第二十一條）」に改める。

第三章第三節の節名中「編成等」を「組織及び編成」に改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條 航空自衛隊の部隊は、航空

空総隊、航空団、管制教育団その他の長官直轄部隊とする。

2 航空方面隊は、航空総隊司令部及び航空方面隊その他の直轄部隊から成る。航空方面隊は、航空方面隊司令部及び航空方面隊その他の直轄部隊から成る。

3 航空団は、航空団司令部及び飛行隊その他の直轄部隊から成る。

4 管制教育団は、管制教育団司令部及び教育隊その他の直轄部隊から成る。

第二十條の四中「航空集団及び航空団」を「航空総隊、航空方面隊、航空団及び管制教育団」に改め、同条を第二十條の六とする。

第二十條の三第二項中「航空集団」を「航空方面隊」に改め、同条を第二十條の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（管制教育団司令）
第二十條の五 管制教育団の長は、管制教育団司令とする。

2 管制教育団司令は、長官の指揮監督を受け、管制教育団の隊務を統括する。

第二十條の二（見出しを含む）中「航空集団」を「航空総隊」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（航空方面隊司令）
第二十條の三 航空方面隊の長は、航空方面隊司令とする。

2 航空方面隊司令は、航空総隊司令の指揮監督を受け、航空方面隊の隊務を統括する。

第二十一條（見出しを含む）中「航空集団及び航空団」を「航空総隊、航空

空方面隊、航空団及び管制教育団」に、「航空集団司令部及び航空方面隊司令部、航空方面隊司令部及び管制教育団司令部」に改める。

空方面隊、航空団及び管制教育団に、それぞれ第三項及び第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、学校は、前項の二の規定により長官が受託した技術者の教育訓練で前項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

第二十六條第三項、第二十七條第三項及び第二十八條中「航空集団司令部」を「航空総隊司令部」に改める。

（教育訓練の受託）
第一百條の二 長官は、防衛庁の附属機関において隊員以外の者について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において相当と認めるとき、又は政令で定める技術者の教育訓練を実施することの委託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において当該委託を受け、及びこれを実施することができる。

この場合における当該隊員以外の者の処遇については、教育訓練に必要な限度において、隊員に準じて政令で定める。

2 長官は、前項の場合において授業料を徴収することができる。

3 隊員以外の者に対する教育訓練の委託の手続は、政令で定める。

（食事の支給）
第一百十六條の三 自衛隊の周知宣伝のため必要があると認めるときは、隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに對し、防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十條の規定により隊員に支給される食事を適正な対価で支給することができる。

附則第十四項を次のように改める。

14 自衛隊は、自分の間、長官の命を受け、陸上において発見された不発弾その他の火薬類の除去及び処理を行うことができる。

附則第十五項を削り、第十六項から第三十項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一を次のように改める。

別表第一

方面隊、管区隊及び混成団の名称

方面隊、管区隊及び混成団本部

方面隊、管区隊及び混成団本部

方面隊、管区隊及び混成団本部

方面隊、管区隊及び混成団本部

方面隊、管区隊及び混成団本部

方面隊、管区隊及び混成団本部

方面隊、管区隊及び混成団本部

方面隊、管区隊及び混成団本部

別表第三を次のように改める。

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

航空総隊、航空方面隊、航空団及び管制教育団の名称	航空総隊司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部	名 称	所 在 地
航空総隊	航空総隊司令部	東京部	
北部航空方面隊	北部航空方面隊司令部	青森県上北郡大沢町	
中部航空方面隊	中部航空方面隊司令部	埼玉県入間郡武蔵町	
第一航空団	第一航空団司令部	浜松市	
第二航空団	第二航空団司令部	北海道千歳郡千歳町	
第三航空団	第三航空団司令部	宮城県桃生郡矢本町	
第四航空団	第四航空団司令部	宮城県桃生郡矢本町	
輸送航空団	輸送航空団司令部	境港市	
管制教育団	管制教育団司令部	宮城県桃生郡矢本町	

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十条及び第二十条の四の改正規定、第二十条の三第二項を改め、同条を第二十条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定、第二十条の二を改め、同条の次に一条を加える改正規定、第二十一条、第二十六条第三項、第二十七条第三項及び第二十八条の改正規定並びに別表第一及び別表第三の改正規定は、各規定につき、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

自衛官の増員に伴い陸上自衛隊及び航空自衛隊の部隊の編成を改めるとともに、隊員以外の者についての教育訓練の受託に関する規定等の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

加、航空団の増設及び教育部門の拡充に充てる要員であります。

第二に、職員の保健衛生及び医療の充実をはかり、また、病院の運営その他衛生業務についてその円滑な運営及び質的な向上をはかるため、新たに内務部局として衛生局を設置して、従前人事局の所掌であつた保健衛生の基本に関する事務及び装備局の所掌であつた衛生資材関係の事務を統一的に処理することとしたしました。

第三に、自衛隊の質的増強の一環として装備品等の研究開発機構の整備をはかるため、技術研究所を技術研究本部に改め、装備品等の研究開発の飛躍的発展をはかることとしたしました。

第四に、他省庁の職員等が防衛に関する認識を一層深めることができるようにするため、防衛研修所において委託により防衛庁の職員以外の者の教育を実施し、また、友好諸国との親善関係の増進に寄与するため、防衛大

学校において、委託により外国人の教育訓練を実施することができるといたしました。

次に自衛隊法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

第一に、陸上自衛隊の整備のため本州中部に混成団一を新設するとともに、

航空自衛隊の防空部隊の指揮系統の整備をはかり、航空集団を改編して長官直轄部隊である航空総隊及び航空総隊の隷下部隊である航空方面隊を新たに設置し、また、航空警戒管制及び航空保安管制関係の要員を養成するために管制教育団を、並びに航空自衛隊の輸送体制を強化するために輸送航空団を新設することとしたしました。

第二に、従前から行なつていた部外技術者に対する教育訓練の受託に加えて、今回防衛庁の付属機関において部外者の教育訓練を実施することの受託を受けた場合において、相当と認められるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度で教育訓練の委託を受けて、これを実施することができるといたしました。

第三に、現行消防法の規定中危険物の貯蔵または取扱いの制限に関する規定は、自衛隊の行動に際して、または自衛隊の演習場において燃料その他の危険物を取り扱う場合については、行動の目的及び緊急性または演習場の特殊性にかんがみ、これを適用しないこととするともに、他方防衛庁長官がそのような場合についても危害防止と安全確保のため必要な措置を講じなければならぬこととしたしました。

第四に、自衛隊を視察または見学する者に対し、自衛隊の認識を深める上に適当と認められるときは適正な対価で食事を支給することができるといたしました。

最後に今日なお各地で発見されております不発弾等の除去及び処理を自衛隊において行い得ることとしたしております。

以上、両法案の提案の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○福永委員長 これにて提案理由の説明は終了しましたが、本件についての質疑は次会ないし次会以後に譲ることにいたします。

○福永委員長 次に文部省設置法の一部を改正する法律案を議題として、まず政府の提案理由の説明を求めます。白井政務次官。

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「五局」を「六局」に、「社会教育局」を「社会教育局」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特別な職）
第六条の二 大臣官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

第七条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 広報に関すること。

第八条に次のただし書を加える。

但し、体育局の所掌に属するものを除く。

第八条第十二号を次のように改める。

第十二 削除

第九条及び第十条に次のただし書を加える。

但し、体育局の所掌に属するものを除く。

第十条第九号及び第十号を次のように改める。

九及び十 削除

第十條の次に次の一條を加える。
(体育局の事務)

第十條の二 体育局においては、左の事務をつかさどる。

一 左に掲げる事項に關し、企画し、並びに指導、助言及び援助を与へること。

イ 体育(運動競技及びレクリエーションを含む。以下同じ)の振興

ロ 学校保健(学校における保健教育及び保健管理をいう。以下同じ)の向上

ハ 学校給食の普及充実に關し、及び学校給食の管理に關すること。

ニ 体育、学校における保健管理及び学校給食のための補助に關すること。

三 学校における体育、学校保健及び学校給食の基準の設定に關すること。

四 国際的又は全国的な規模において行われる運動競技に關し、連絡し、及び援助すること。

五 国民体育館を管理し、及び運営すること。

六 左のような方法によつて、体育、学校保健及び学校給食のあらゆる面について、体育指導者、教育職員その他の関係者に對し、専門的、技術的な指導と助言を与へること。

イ 手引書、指導書及び教材、教具等の解説目録その他の出版物等を作成し、及び利用に供すること。

ロ 研究会、講習會、展示會その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

第十一條第十四号を次のように改める。

第十四 削除

第十二條第五号を次のように改める。

五 削除

第二十條第三項中「内部組織は」を「内部組織その他必要な事項については」に改め、同条中同項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国立近代美術館に分館として西洋美術館を置く。

第二十七條第一項の表目的の欄中「学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技」を「体育、学校保健及び学校給食に改める。

附則第六項中「においては」を「及び体育局においては、その所掌事務に係る初等中等教育に關しに」、「作成するものとする」を「作成するものとし、初等中等教育局がその連絡調整を行うものとする」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第二十條の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

理由

文部省に体育局を、大臣官房に官房長を置くとともに、国立近代美術館の分館として西洋美術館を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○日井政府委員 このたび政府から提出いたしました文部省設置法の一部を

改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、文部省の機構につきまして、次の三つのことを行おうとするものであります。第一は、本省大臣官房に官房長を置くこと、第二は、本省内部部局として、体育局を設置すること、第三は、国立近代美術館の分館として西洋美術館を設けることであります。

まず、官房長の設置及びこれに關連する事項について御説明申し上げます。文部省においては、従来から省内各部局の所掌事務について総合調整を要する事務が少なくなつたのであります。最近には特に科学技術教育の振興に關する問題等、総合的角度から検討を要する事務が多く、部内外部にわたつて調整を要すべき事務がとみに増加いたしました。これらの事務を処理し、推進する機能を強化するとともに、大臣官房の所掌事務を一そう効率的に運営するため、今回、文部省においても、大臣官房に官房長を置くこととしたのであります。

なお、現在調査局において所掌いたしております広報に關する事務は、その性質から見まして、官房長に掌理いたさせることが適當であると考へましたので、これを大臣官房の所掌に移すこととしたのであります。

次に体育局の設置について御説明いたします。体育局は、従来から文部省の所掌としております体育に關する事務と学校保健及び学校給食に關する事務を一体的に処理せよとするものであります。すなわち、現在、初等中等教育局と大学芸術局とにおいてそれ

ぞれ所掌いたしております学校体育に關する事務と、社会教育局において所掌いたしております運動競技、レクリエーションその他社会体育に關する事務をつかさどるほか、初等中等教育局の所掌する学校保健に關する事務及び管理局の所掌する学校給食に關する事務をつかさどることとしたのであります。文部省におきましては、従前体育局を設置いたしたのであります。が、昭和二十四年にこれを廃止し、その事務を各局に分属させたのであります。その後の運営にかんがみ、学校体育、社会体育並びにこれらに關連する施策を強力に推進いたすためには、体育局を設けてこれらの事務を一体的に処理することが適當であると考へたのであります。なお、保健体育行政機構の整備拡充につきましては、スポーツ振興審議會の答申を初め、各方面から要望せられているところであり、また、本年五月に予定されておりますアジア競技大会の開催や、オリンピック大会招致の促進等のためにも、遺憾なきを期したいと存するのであります。

第三に、国立近代美術館に分館として西洋美術館を設けることについて御説明いたします。近くフランス政府の好意によりまして、フランスに長く居住され、多くの美術作品を収集いたしておりました故松方幸次郎氏の所蔵にかかわる作品が、日本政府に寄贈されることになったのであります。このことは、両国の友好親善のため、また文化の交流のためにも心から喜びにたえないところでありまして、この寄贈を受けます作品等を保管し、公衆の觀覽に供するため、近代美術館の分館として西

洋美術館を本年十二月一日から設けることとしたのであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概略であります。何とぞ十分御審議の上、御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○福永委員長 提案理由の説明は終了しましたが、本案についての質疑は次会以後にこれを譲ることにいたします。

○福永委員長 次に厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題として、まず政府に提案理由の説明を求めます。米田政務次官。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「地方支分部局(第三十條第三十九條の十)」を「地方支分部局(第三十條第四十一條)」に、「地方復興員部(第三十九條の八)」を「地方復興員部(第四十條第四十一條)」に、「第三章 職員(第四十二條第四十三條)」を「第三章 職員(第四十二條第四十三條)」に改める。

第五條中第二十一号、第二十一号の二及び第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

第二十一号の二 第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

第二十一号の三 第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

第二十一号の三 第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

第二十一号の三 第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

第二十一号の三 第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

第二十一号の三 第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

第二十一号の三 第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

第二十一号の三 第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

第二十一号の三 第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

第二十一号の三 第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

第二十一号の三 第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

三十六の二 栄養士養成施設を指定し、栄養士試験を行うこと。

三十六の三 国民栄養調査を実施すること。

三十六の四 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）に定める栄養食品の標示の許可をすること。

第六条第一項中「左の七局」を「次の八局」に、「公衆衛生局」を「予防局」に改め、同条第二項中「公衆衛生局に環境衛生部を」を削る。

第九条の見出しを「（予防局の事務）」に改め、同条第一項中「公衆衛生局」を「予防局」に、「左の」を「次の」に改め、同項中第四号、第五号、第十一号から第十八号まで及び第二十号を削り、第三号の二を第四号とし、第六号を第五号とし、第六号の二を第六号とし、第十九号を第十一号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（環境衛生局の事務）
第九条の二 環境衛生局において、次の事務をつかさどる。
一 興行場、公衆浴場、理容所、美容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。
二 旅館業法を施行すること。
三 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。
四 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）を施行し、並び

に建築物衛生の改善及び向上を図ること。

五 ねずみ及びごん虫等の駆除に関すること。

六 墓地、埋葬、火葬等に関すること。

七 水道及び下水道の終末処理場に関すること。

八 栄養改善法を施行すること。

九 栄養士の身分及び業務について、監督を行うこと。

十 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。

十一 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。

十二 畜場法（昭和二十八年法律第四十四号）、へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四十号）及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）を施行すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、環境衛生の向上及び増進に關すること。ただし、他局の主管に属するものを除く。

十四 前各号に掲げる事務に係る価格等の統制に関すること。

第三十五条中「左の」を、「次の」に改め、同条の表四国医務出張所の項中「普通市」を「高松市」に改める。

第三章を削り、第四章を第三章とする。

第三十九条の十を削り、第三十九条の九の見出し中「及び管轄区域」を「管轄区域及び内部組織」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第四十一条とする。

2 地方復員部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十九条の八を第四十条とする。

第二条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

目次中 「第五款 復員連絡局及び復員連絡局支部（第三十九条の（第四十号・第四十一号））」を「第五款 地方復員部（第四十号）」に改める。

地方復員部（第四十号・第四十一号）を「第五款 地方復員部（第四十号・第四十一号）」に改める。

「復員連絡局及び復員連絡局支部」を「地方復員部」に改める。

第二章第三節中第五款を削り、第六款を第五款とする。

第三条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

目次中 「第四款 舞鶴地方引揚援護局（第三十九号の二・第三十（第四十号・第四十一号）」を「第四款 地方復員部（第四十号）」に改める。

第三十号中「舞鶴地方引揚援護局」を「地方復員部」に改める。

第二章第三節中第四款を削り、第五款を第四款とする。

附則

1 この法律中第一条及び附則第二項の規定は昭和三十三年四月一日から、第二条の規定は同年五月十六日から、第三条の規定は同年十一月十六日から施行する。

2 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四十六号中「厚生省公衆衛生局」を「厚生省予防局」に改める。

理由

公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けるとともに、引揚援護局関係の地方支部局を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○米田政府委員 たいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生省の内部部局のうち、公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けるとともに、地方支部局のうち、舞鶴地方引揚援護局並びに復員連絡局及び同支部を廃止することをその主たる目的とするものであります。

まず、改正の第一点は、公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けることであり、御承知のごとく、国民の生活環境に関する諸問題は、近年、高度に複雑化しつつありまして、常に健康で明るい国民生活を増進し、育成するために、現在及び将来において広範な領域にわたる環境衛生行政を積極的に推進すべき必要性がきわめて高く、また、昨年来環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の施行に伴う事務の質的、量的加重傾向に対処する必要があり、現行の公衆衛生局環境衛生部が分掌しております

環境衛生関係行政の一体的、効率的遂行を確保するとともに、その責任態勢の明確化をはかるため、独立の部局として環境衛生局を設置しようとするものであります。これによりまして、現行の公衆衛生局は、予防衛生部門を主として担当することとなりますが、医療保障達成の見地から、結核対策を初めとする予防衛生諸施策をより強力に推進することとして、これが所掌部局も予防局とし、もって公衆衛生行政の二つの大きな分野である環境衛生行政並びに予防衛生行政の積極的、効率的な運営処理を期し、国民の公衆衛生のより一層の向上及び増進に資したい所存であります。

改正の第二点は、舞鶴地方引揚援護局並びに復員連絡局及び同支部を廃止することであり、舞鶴地方引揚援護局は、昭和二十年十一月に設置されて以来、上陸地における応急援護機関として、もっぱら海外からの集団引揚者の受け入れ援護に当たってきたのであります。未帰還者の状況から判断いたしまして、現在なお相当数の邦人が残留していると思われ、舞鶴地区から本邦に引き揚げる事ができる見込であり、その後は個別的引揚に移る見通しが得られるに至りましたので、本年十一月十六日以降同局を廃止することとしたものであります。また、復員連絡局及び復員連絡局支部は、もとの陸軍に属しておりました軍人軍属の復員手続等の事務を分掌する機関であり、昭和三十三年以降は独立の機関として存置する必要がなくなりましたので、同機関の所掌事務は、すべて本省の引揚

援護局において処理することといたしまして、これを廃止しようとするものであります。

なお、以上の改正につきまして、公衆衛生局を分けて予防局及び環境衛生局とする部分は本年四月一日から、復員連絡局及び同支部の廃止は行政機関職員定員法による引揚援護局関係職員の縮減の時期に合わせまして本年五月十六日から、舞鶴地方引揚援護局の廃止はさらに六カ月後の本年十一月十六日から施行することといたしておりますので、この法律案もこれら三つの時期ごとにそれぞれとりまとめ三カ条に分けて規定した次第であります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○福永委員長 提案理由の説明は終りましたが、本案についての質疑も次会以後に譲ることにいたします。

○福永委員長 次に、青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案を議題として、まず政府に提案理由の説明を求めることにいたします。藤原政府委員。

青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案

青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律

青少年問題協議会設置法（昭和二十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

昭和三十三年二月十三日印刷

第五条 中央協議会の事務を処理させるため、中央協議会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受け、同務を掌理する。

附 則

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

理 由

中央青少年問題協議会の事務を処理させるため、同協議会に、事務局を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤原政府委員 ただいま議題になりました青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

青少年問題協議会は、御承知のように第五回国会における衆議院の「青少年犯罪防止に関する決議」及び参議院の「青少年の不良化防止に関する決議」に即応して設置されたのであります。その後第十六回国会において成立いたしました青少年問題協議会設置法によりまして、その任務と性格が一層明確にされ、青少年問題に関する各種の対策を推進して参ったのであります。

もとより青少年問題に関する施策は、国におきましては、それぞれの各省設置法に示された事項について各省庁におきまして、実施いたしておりますが、青少年問題は、その範囲が広く

各省庁にわたっておりますので、この青少年問題協議会が、これらの連絡調整に当り統一の方策の樹立のために努力しておる次第であります。

しかしながら、この重要な多岐にわたる青少年問題に対する施策の総合調整につきましては、その性格からして、専門的な知識をもつて長期にわたる問題の分析し、基本的な対策を立てなければなりませんし、また今後は青少年の不良化防止等の措置から進んで青少年の健全育成のための総合対策を樹立しなければならないのであります。

このように重要な機関である青少年問題協議会の職務は、現在のところ、青少年問題協議会設置法第五条の規定によりまして内閣総理大臣官房審議室において処理いたしておりますが、審議室は、日々生起する各種の事項の連絡調整の問題に当面しておりますので、青少年問題協議会における基本的な調査等につきまして徹底を期したい状況であります。これらの理由により、このたび、この法律の一部を改正いたしました。本年七月一日から中央青少年問題協議会に新たに事務局を設置いたします。従来内閣総理大臣官房において処理しておりました庶務を処理させようとするものであります。

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。なにとぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○福永委員長 提案理由の説明はこれをもって終りました。本案についての質疑も次会以後に譲ります。

本日はこれにて散会いたしました。次会は公報をもつてお知らせすることにいたします。

午前十一時二十六分散会

昭和三十三年二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局